

シンガポール 2015 年度予算案の解説

(日本語要約)

「シンガポール 2015 年度予算案の解説」(日本語要約)の発行にあたり

2015 年 2 月 23 日、ターマン・シャンムガラトナム副首相兼財務相より 2015 年度予算案が発表されました。その内容のうち、税制その他の改正点に関する政府の提言について、解釈及び注釈を加え、私どもの税務部門より「[Singapore Budget Commentary 2015](#)」(英語版)を発行しております。ここに、その日本語要約版をお送りいたします。

この日本語要約は、日系企業の関心が特に高いと思われる税制改正項目部分を中心に作成しており、その他の税制改正につきましては、省略した部分がありますことをご了承いただきたく存じます。また、最終的に法制化されるまで、その内容に未確定な部分が含まれておりますので、現段階では参考としてご利用されることをお願い申し上げますとともに、記載されている内容につきまして、最終判断をなされる際には、弊事務所の監査、税務部門等の専門家とご相談されることをお勧めいたします。

なお、同時にお送りいたします英語版を正とし、日本語要約と英語版の内容が異なる場合には、英語版を優先するものとします。また、後日「2015 年度シンガポール予算案 セミナー」の開催を予定しておりますので、そちらの内容もご参照いただけますと幸いです。

なお、本稿に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

Deloitte & Touche LLP
日系企業サービスグループ
プリンシパル 丸山 友康
プリンシパル 奥津 佳樹
マネジャー 山本 大輔
税務部門
マネジャー 黒坂 史明
マネジャー 高木 格

6 Shenton Way
OUE Downtown Two
#33-00 Singapore 068809
Tel: 65-6224-8288

目次

I.	シンガポール予算案(税制改正)の概要	4
II.	2015 年度予算案における主な税制改正提案	7
1.	法人所得税率と法人税リベート	7
2.	Productivity and Innovation Credit (PIC) Bonus の廃止	7
3.	M&A スキームの延長・改正	9
4.	国際化スキームのための Double Tax Deduction (DTD) の拡充	10
5.	International Growth Scheme (IGS) の導入	10
6.	Approved Foreign Loan (AFL) の改正	11
7.	Approved Royalties Incentive (ARI) の見直し期限の公表	11
8.	Approved Headquarters Incentive の廃止	12
9.	寄附金控除の延長・拡充	12
10.	銀行業、ファイナンスカンパニーにおける引当金の優遇措置の延長	13
11.	保険業に係る優遇措置の延長・拡充	13
12.	オフショアリースに係る優遇税制の縮小	13
13.	海運セクター向け優遇税制 (MSI) の延長・拡充	14
14.	個人所得税率と個人所得税リベート	15
15.	GST 課税業者登録前に発生した GST に係る還付手続きの簡素化	17
16.	Central Provident Fund (CPF) 拠出率の改定	18
17.	Wage Credit Scheme (WCS) の改定	19
18.	Foreign Worker Levies (FWL) の改定	19

I. シンガポール予算案(税制改正)の概要

シンガポールの本年度の予算においては、4つの分野「将来技術に対する投資」「技術革新と国際化の促進による経済の再構築」「経済・社会インフラへの投資」並びに「定年後の保証と中所得者層家族の支援強化」の実現に向けた種々の施策に重点を置くとしている。

税制面において、今回の予算案では、過去数年と同様に法人所得税率に関しては変更の提案はなされず 17%のまま据え置かれている。また、2013 年の予算案で提言された Transition Support Package(経過的な支援パッケージ)の 3 本柱である WCS(Wage Credit Scheme=給与補助金スキーム)、法人税リベート、PIC(Productivity and Innovation Credit=生産性向上・技術革新 新経費控除)スキームについては段階的に縮小する方向での提案がなされている。一方で、国際化に向けた活動に対する税務恩典の強化として IGS(International Growth Scheme=国際的成長スキーム)等の新制度の提言を含めた施策の提言がなされている。また、個人所得税については、約 30 年間にわたり引き下げられてきた税率が、本年度は引き上げられている。これは所得格差是正、及び将来的な社会保障の拡充のためと見られている。

予算案における税制改正案の主な内容については、以下のとおりである。なお、英訳版ページは「[Singapore Budget Commentary 2015](#)」のページ番号を付している。

区分	項目	英語版 ページ
法人税	法人所得税率と法人税リベート	8
(一般)	Productivity and Innovation Credit(PIC) Bonus の廃止	8
	M&A スキームの延長・改正	10
	国際化スキームのための Double Tax Deduction(DTD)の拡充	12
	International Growth Scheme(IGS)の導入	14
	エンジェル投資減税(AITD)の延長・拡充	14
	ベンチャーキャピタルファンド向け優遇税制の改正	16
	Investment Allowance – Energy Efficiency(IA-EE)スキームの延長	17
	DEI-Legal スキームの延長	18
	Approved Foreign Loan(AFL)の改正	18

	Approved Royalties Incentive (ARI) の見直し期限の公表	19
	Writing Down Allowance (WDA) の見直し期限の公表	19
	Approved Headquarters Incentive の廃止	26
	寄附金控除の延長・拡充	26
	工業所有権等のロイヤルティに係る優遇税制の廃止	28
(金融)	銀行業、ファイナンスカンパニーにおける引当金の優遇措置の延長	20
	保険業に係る優遇措置の延長・拡充	21
	Section 13X Enhanced-Tier Fund スキームの拡充	22
	上場 REIT に係る優遇税制の延長	22
	オフショアリースに係る優遇税制の縮小	25
(海運)	海運セクター向け優遇税制 (MSI) の延長・拡充	23
個人所得税	個人所得税率と個人所得税リベート	29
	非居住者である調停人に係る免税規定の見直し期限の明確化	31
	非居住者である仲裁人に係る免税規定の導入	32
	シンガポール居住用不動産の賃貸所得からの経費控除の改正	32
GST	上場 REIT 等に係る GST の特例の延長・拡充	33
	GST 課税業者登録前に発生した GST に係る還付手続きの簡素化	34
その他	Central Provident Fund (CPF) 拠出率の改定	30
	Supplementary Retirement Scheme (SRS) 拠出の上限額の改正	31
	Wage Credit Scheme (WCS) の改定	35
	Special Employment Credit (SEC) の改定	36
	Temporary Employment Credit (TEC) の改定	36
	Foreign Worker Levies (FWL) の改定	37
	ガソリンに対する物品税の増額	38
	Road Tax の一年間の減税	38

	Carbon Emission-based Vehicles Scheme(CEVS)の改定	39
Appendix A	シンガポールの法人税率の変遷(1959年賦課年度以降)	40
B	各国法人税率の比較	41
C	各国個人所得税率の比較	42
D	シンガポール居住者の個人所得税率(2015年・2016年賦課年度)	43
E	シンガポール居住者の個人所得税率(2017年賦課年度以降)	44
F	個人所得税上の控除項目(2015年賦課年度)	45
G	各国VAT/GST税率の比較(2015年)	49

II. 2015 年度予算案における主な税制改正提案

以下では、2015 年度予算案による税制改正提案のうち、多くの企業が対象となると考えられる項目について記載している。

その他の税制改正提案については、英語版を参照されたい。

1. 法人所得税率と法人税リベート

1) 現行制度

シンガポールの法人税率は現行 17%であるが、最初の S\$300,000 の課税所得については以下の部分免税が適用される。

課税所得	免税割合	課税割合
最初の S\$10,000 まで	75%	25%
次の S\$290,000 まで	50%	50%
S\$300,000 を超える部分	-	100%

また、企業の人件費やオフィス賃貸料等のコスト上昇に鑑み、2013 賦課年度から 2015 賦課年度において、各賦課年度の法人所得税額の 30%(上限 S\$30,000)の減税を実施するとしていた。

2) 2015 年度予算案における提案

引き続き上記の免税割合は維持されるものの、法人税減税の上限が S\$30,000 から S\$20,000 に引き下げられた。2016 賦課年度及び 2017 賦課年度に適用される。

2. Productivity and Innovation Credit(PIC) Bonus の廃止

1) 現行制度

PIC スキームとは、下記の 6 項目の活動に対する投資(適格支出)について、追加的な経費控除(損金算入)もしくは税務上の割増減価償却を認めたものである。これらの投資に係る特定の費用については 1 年当たり最初の S\$400,000(PIC+スキームの場合には S\$600,000)について 400%の経費控除もしくは減価償却費の計上が認められる。

- a) 研究開発活動
- b) 知的財産権の取得またはインライセンス
- c) 知的財産権の登録
- d) シンガポール国内での産業もしくはプロダクトデザイン活動への投資
- e) 特定の自動化設備及びソフトウェアに対する支出
- f) 技能向上を目的とした従業員の研修費用

PIC スキーム及び PIC+スキームで認められる 400%経費控除もしくは減価償却の対象となる適格支出の上限は、賦課年度により、次の通り定められている。

- a) 2011 賦課年度及び 2012 賦課年度: 合計 S\$800,000 まで
- b) 2013 賦課年度から 2015 賦課年度: 合計 S\$1,200,000 まで(PIC+S\$1,400,000 まで)
- c) 2016 賦課年度から 2018 賦課年度: 合計 S\$1,200,000 まで(PIC+S\$1,800,000 まで)

また、下記の要件を充足する企業(個人事業主・パートナーシップ含む)は、2013 賦課年度から 2018 賦課年度については、経費控除もしくは減価償却費の計上の代わりに、適格支出の 60%の現金補助金(上限:S\$60,000)を申請することができる(当該補助金は非課税)。

- d) 対象期間中に PIC の適格支出がある
- e) シンガポール国内で事業実体がある
- f) 現金補助金を申請する事業年度の最終月に CPF 拠出対象のシンガポール国民又は永住権保持者を 3 名以上雇用している。なお賦課年度 2016 年以降については、現金補助金オプション申請の直前 3 ヶ月以上継続して 3 名以上の雇用が必要となっている。

なお、一度補助金を選択した賦課年度については、経費控除もしくは減価償却費の計上に変更することはできない。

PIC ボーナス

PIC の適格支出の 100%の現金ボーナス(PIC ボーナス)を、既存の PIC スキームによる経費控除/減価償却または現金補助金に加えて支給(ただし、2013~2015 賦課年度の合計で S\$15,000 が上限)

• 適用要件

- ✓ PIC ボーナス申請の賦課年度に、S\$5,000 以上の適格支出がある
- ✓ シンガポール国内で実体のある事業を営んでいる

- ✓ CPF 拠出対象(*1)となる従業員を3名以上雇用している(*2)

(*1) シンガポール国民又は永住権取得者

(*2) 申請対象の賦課年度の最終月または、現金補助金申請の各四半期の最終で判定

- PIC ボーナスは、課税所得となる

2) 2015 年度予算案による提案

PIC ボーナスに関しては 2015 賦課年度以降は延長しない。

3. M&A スキームの延長・改正

1) 現行制度

シンガポールにおける M&A を奨励するために 2015 年 3 月 31 日までに実行される適格 M&A について以下の恩典が与えられている。

- (a) 買収金額の 5%相当額(上限 S\$5 百万で、5 年定額償却)の損金算入
- (b) 印紙税免除(上限 S\$200,000)
- (c) 取得関連費用(上限 S\$100,000)について、200%相当額の損金算入ができる。取得関連費用には、弁護士費用、会計・税務アドバイザー費用、ターゲット会社の評価費用など買収のために必要となるものが含まれる。

ただし、次の株式保有要件を満たす必要がある。

- i) 買収により 50%以上の株式を保有する結果となること
- ii) 買収前に 50%超保有している場合は、買収により 75%以上の株式を保有する結果となること

また、“12-month look-back period”という一定期間に渡り累積的に株式を買収する場合には別途、株式保有要件判定の規定がある。

2) 2015 年度予算案による提案

2015 年 4 月 1 日以降に実行される M&A については次の恩典が与えられる。

- (a) 買収金額の 25%相当額(上限 S\$5 百万で、5 年定額償却)の損金算入
- (b) 印紙税免除(上限 S\$40,000)
- (c) 取得関連費用(上限 S\$100,000)について、200%相当額の損金算入ができる。

ただし、次の株式保有要件を満たす必要がある。

- i) 買収前の株式保有割合が 20%未満である場合には、買収により 20%以上の株式を保有する結果となること
- ii) 買収前の株式保有割合が 50%未満である場合には、買収により 50%以上の株式を保有する結果となること

なお、改正前の上記 1)ii)の 75%要件は廃止され、買収前に 50%以上保有している場合には優遇税制の恩典はなくなることになる。一方、20%強のマイノリティー出資の案件について適用範囲が拡大されている。

上記改正は 2015 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに実行される M&A に適用される。2015 年 5 月までに詳細な取扱いが公表される予定である。

4. 国際化スキームのための Double Tax Deduction (DTD) の拡充

1) 現行制度

認定を受けたシンガポール企業は、所得税法 14B 条または 14K 条に規定される費用(例: 展示会の出展に係る費用、海外投資費用)(以下、「適格費用」)の支出について二重控除(200%相当額の損金算入)が認められている。さらに、2012 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までの間に支出された年間 S\$100,000 以下の適格費用については、認定を受けていないシンガポール企業であっても二重控除が認められている。S\$100,000 を超える適格費用の支出については、IES(International Enterprise Singapore=シンガポール国際企業庁)の事前の承認が必要とされる。

2) 2015 年度予算案による提案

適格費用の範囲を拡大し、2015 年 7 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日の間に支出した、新しい海外法人に赴任するシンガポール人のために要した人件費を含むこととされた。ただし、当該人件費のうち二重税額控除の対象となるのは毎年 S\$1 百万を上限とし、IES の事前承認を要する。なお、2015 年 5 月末までに詳細が IES から公表される予定である。

5. International Growth Scheme (IGS) の導入

IGS(International Growth Scheme= 国際成長スキーム)は、2015 年 4 月に導入される新しい優遇税制であり、シンガポール企業の国際化および海外における成長の支援を目的としている。IGS の認定を受けた企業は 10%の優遇税率を最長 5 年にわたって享受できる。優遇の対

象となる所得は、認定を受けた活動(例:統括機能、特定のビジネスライン)から得る所得で、直近3年間の平均を超える所得(増加所得)である。

IGSはIES(International Enterprise Singapore=シンガポール国際企業庁)が管轄しており、2015年5月末までに詳細がIESから公表される予定である。なお、IGSの有効期間は2015年4月1日から2020年3月31日とされている。

6. Approved Foreign Loan(AFL)の改正

1) 現行制度

シンガポールにおける生産設備を購入する目的で、非居住者からの借入(S\$200,000以上)を行った際にMTI(Minister for Trade and Industry=貿易産業省)からの認可を受けた上で、当該借入に関する利子の源泉税が減免される。

ただし、MTIはその裁量でS\$200,000以下の借入であっても認可する場合がある。

2) 2015年度予算案における提案

当該優遇措置は、2023年12月31日に見直しが行われれることとなった。また借入の最低金額が上記のS\$200,000からS\$20百万へ引き上げられた。(引き続き、MTIの裁量により、S\$20百万以下であっても承認する場合がある)

また、本変更は直ちに適用される。

7. Approved Royalties Incentive(ARI)の見直し期限の公表

1) 現行制度

シンガポール居住者である企業が非居住者へロイヤルティ(使用料)を支払う場合には、支払額の10%の源泉税が通常課される。ただし、租税条約等の規定により、源泉税が減免されることもある。ARIは、シンガポールにおける事業活動への最先端の技術およびノウハウの導入を促進するための優遇税制であり、認定されたロイヤルティ、技術援助料または開発分担金の非居住者への支払いに対する源泉税が減免される。

2) 2015年度予算案による提案

ARI制度を2023年12月31日に見直すこととされた。

8. Approved Headquarters Incentive の廃止

1) 現行制度

シンガポールにおける統括拠点に対する優遇税制としては、EEIA(Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act=経済拡大奨励法)第 III B 章に規定される DEI (Development and Expansion Incentive=開発・拡張インセンティブ)の下で認められる IHQ/RHQ(International/Regional Headquarters Award=国際・地域統括本部優遇措置)が一般的であるが、その他に所得税法第 43E 条に規定される優遇税制もある。

前者は優遇税率(5~15%)および条件が EDB(Economic Development Board=経済開発庁)との交渉によって定まるのに対して、後者は優遇税率(10%)および条件が所得税法によって定められているといった違いがある。

2) 2015 年度予算案における提案

税制の簡素化を目的として、所得税法第 43E 条に規定される優遇税制は、2015 年 10 月 1 日をもって廃止される。DEI およびその下で認められる IHQ/RHQ には影響しない。

9. 寄附金控除の延長・拡充

1) 現行制度

所得税法第 37 条 3 項 b 号~f 号に規定される一定の寄附(例:政府や公的機関への寄附金等)(以下、「認定寄附」)は、その 200%相当額を損金として算入することが認められている。2009 年度予算案において、認定寄附が 2009 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までの間に行われた場合は、250%相当額を損金算入できるとされた。

2) 2015 年度予算案における提案

250%相当額の損金算入が認められる期間を 2018 年 12 月 31 日まで延長するとともに、シンガポール建国 50 周年を祝して、認定寄附が 2015 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に行われた場合は、300%相当額を損金算入できるとされた。

10. 銀行業、ファイナンスカンパニーにおける引当金の優遇措置の延長

1) 現行制度

銀行業、ファイナンスカンパニーが、FRS39に基づき認識したローンに対する減損額、並びに MAS の Notice に基づいて認識した一般貸倒引当金は、一定の上限まで所得税法上も損金算入が認められていた。

2) 2015 年度予算案における提案

引き続き十分な貸倒引当金の水準を確保する必要がある点に鑑み、当該取扱が 2019 賦課年度或いは 2020 賦課年度(当該会社の決算期による)まで延長された。

11. 保険業に係る優遇措置の延長・拡充

1) 現行制度

所得税法 43C 条に従い、オフショア保険を営む保険業(損害保険、生命保険、生損保兼営会社)のうち、OIB(offshore insurance business) スキームに基づき承認を受けた保険業者は、10 年を超えない範囲で事前に承認を受けた適格所得に対して 10%の優遇税率の適用を受けることができる。

当該 OIB スキームは、2015 年 3 月 31 日に期限切れを迎える。

2) 2015 年度予算案における提案

シンガポールにおける保険業の重要性に鑑み、OIB スキームは、IBD(Insurance Business Development Incentive)スキームと名称変更され、引き続き既存の優遇税率 10%が 2020 年 3 月 31 日まで延長された。この新たな IBD スキームについての詳細は MAS より 2015 年 5 月までに公表される見込みである。

12. オフショアリースに係る優遇税制の縮小

1) 現行制度

機械、プラント等のオフショアリースから得られるリース料収入に対して、所得税法第 43I 条に基づき 10%の優遇税率が適用されている。しかしながら、「機械」「プラント」の定義は明確でなく、車両や航空機、船舶、コンテナ等は「機械」「プラント」に該当するものと解されている。一方で航

空機、航空機エンジンに関するリース並びに船舶、コンテナに関するリースについては、別途 5～10%の優遇税率が設けられている(同法第 13S 条、43Y 条および 43ZA 条)。

2) 2015 年度予算案における提案

上記の通り、所得税法第 43I 条が掲げる優遇税制は対象資産の定義が明瞭でない点や、シンガポール政府が注力している航空機、航空機エンジン並びに船舶、コンテナについての優遇税制は別途設けられていることから、第 43I 条に係る優遇措置は 2016 年 1 月 1 日以降廃止される。

13. 海運セクター向け優遇税制(MSI)の延長・拡充

1) 現行制度

海運セクター向けに次の優遇税制が設けられている。

i. MSI-SRS

シンガポール船籍について、船舶の運航及び特定の船舶マネジメント活動等により生じる所得が免税とされている。

ii. MSI-AIS

非シンガポール船籍について船舶の運航及び特定の船舶マネジメント活動等により生じる所得が免税とされている。

iii. MSI-ML

一定の船舶のチャーター又はファイナンスリースから生じる所得は免税とされており、コンテナリースから生じる一定の所得については 5%又は 10%の優遇税率が適用される。

また、海運関連投資マネジメント業から生じる一定の所得については 10%の優遇税率が適用される。

iv. MSI-SSS

海運支援サービスから生じる適格増加所得について 10%の優遇税率が適用される。

v. 外国ローンの利息に係る源泉税免除

一定の条件を満たす場合、船舶やコンテナの購入や建設費用の調達のために 2016 年 5 月 31 日までに締結された一定の外国ローンの利息支払に係る源泉税が免除されている。

2) 2015 年度予算案による提案

- (a) 源泉税の免除対象が以下の取引に拡大されるとともに、2021 年 5 月 31 日までに締結される外国ローンが対象となる形で制度が延長された。

- ファイナンスリース
 - 割賦購入
 - 100%保有の Special Purpose Vehicles (SPVs) が船舶、コンテナ等を取得するために当該 SPVs に対して行う出資又は貸付のためのローン
- (b) 産業変化に対応するために、MSI-SRS, MSI-AIS 及び MSI-SSS に係る適格船舶マネジメント活動の定義を見直す。
- (c) MSI-SRS 及び MSI-AIS の適格所得に動復員収入、ホールディングフィー及び付帯コンテナレンタル収入を含める。
- (d) MSI-AIS の適用を受けている場合、認定された外国支店からの利益送金について免税とする。
- (e) 既に MSI-SSS の適用を受けている場合、適用要件を再考の上、適用期限を 5 年間延長する。
- (f) MSI-ML の適格所得に税務上譲渡と取り扱われるファイナンスリースによる所得を含める。
- (g) MIS-AIS, MSI-ML 及び MSI-SSS の適用期間を 2021 年 5 月 31 日まで延長する。

上記の取扱いは 2015 年 2 月 24 日以降に適用される。

なお、詳細な情報は 2015 年 5 月までに MPA より公表される予定である。

14. 個人所得税率と個人所得税リベート

現状の個人所得税率は下表の通りであり、最高税率は 20%であったが、2017 賦課年度より最高税率は 22%となる。S\$160,000 以上の高所得者層に対する課税が強化されている。

現状の税率及び税額			
	課税所得(S\$)	税率(%)	税額(S\$)
最初の	20,000 まで	0	0
次の	10,000 まで	2	200
最初の	30,000 まで	-	200
次の	10,000 まで	3.5	350
最初の	40,000 まで	-	550
次の	40,000 まで	7	2,800

現状の税率及び税額			
	課税所得(S\$)	税率(%)	税額(S\$)
最初の	80,000 まで	-	3,350
次の	40,000 まで	11.5	4,600
最初の	120,000 まで	-	7,950
次の	40,000 まで	15	6,000
最初の	160,000 まで	-	13,950
次の	40,000 まで	17	6,800
最初の	200,000 まで	-	20,750
次の	120,000 まで	18	21,600
最初の	320,000 まで	-	42,350
それ以上	320,000 超	20	

2015 年度予算案における税率及び税額(2017 賦課年度より)			
	課税所得(S\$)	税率(%)	税額(S\$)
最初の	20,000 まで	0	0
次の	10,000 まで	2	200
最初の	30,000 まで	-	200
次の	10,000 まで	3.5	350
最初の	40,000 まで	-	550
次の	40,000 まで	7	2,800
最初の	80,000 まで	-	3,350
次の	40,000 まで	11.5	4,600
最初の	120,000 まで	-	7,950
次の	40,000 まで	15	6,000
最初の	160,000 まで	-	13,950
次の	40,000 まで	18	7,200

最初の	200,000 まで	-	21,150
次の	40,000 まで	<u>19</u>	7,600
最初の	240,000 まで	-	28,750
次の	40,000 まで	<u>19.5</u>	7,800
最初の	280,000 まで	-	36,550
次の	40,000 まで	<u>20</u>	8,000
最初の	320,000 まで	-	44,550
それ以上	320,000 超	<u>22</u>	

個人所得税リベート

2014 賦課年度において個人所得税リベートは無かったが、2015 賦課年度においては 50% のリベート(上限 S\$1,000)が付与された。

15. GST 課税業者登録前に発生した GST に係る還付手続きの簡素化

1) 現行制度

GST(Goods and Services Tax=財貨およびサービス税)課税業者登録前に発生した GST のうち、GST General Regulation 26 条又は 27 条に規定される費用に係る GST(例:車関連費用や医療費)以外のものについては、一定の条件を満たした場合、課税業者登録時に仕入税額控除の適用を受けることができる。一定の条件とは、GST General Regulation 40 条に規定されており、要約すると次の通りである。

提供を受けたサービスに係る GST は、当該サービスが課税業者登録日前に消費された財貨又は提供されたサービスに関連しない限り仕入税額控除の適用を受けることができる。

また、取得した財貨に係る GST は、当該財貨が課税業者登録日前に使用、消費又は販売されていない限り、仕入税額控除の適用を受けることができる。

IRAS(Internal Revenue Authority of Singapore=シンガポール内国歳入庁)は、部分的に使用、消費又は販売されている財貨やサービスに係る GST について、納税者に仕入税額控除の対象となる GST の適切な割当計算を行うことを求めている。

2) 2015 年度予算案による提案

コンプライアンス手続きを容易にするために手続きを簡素化する。具体的には GST 課税業者登録日以前 6 ヶ月以内に発生した一定の財貨やサービスに係る GST については全額が仕入税

額控除の対象となる。課税業者登録日以前 6 ヶ月前に発生した費用に係る GST に係る仕入税額控除については従前と同様である。

当該取扱いは 2015 年 7 月 1 日から適用される。

なお、詳細な取扱いは 2015 年 6 月までに IRAS より公表される予定である。

16. Central Provident Fund (CPF) 拠出率の改定

1) 現行制度

CPF (Central Provident Fund = 中央積立基金) の拠出額は月額給与や賞与等に一定割合を乗じて計算される。現行制度では拠出の対象となる月額給与の上限額は S\$5,000 であり、拠出の対象となった月額給与額の合計額に賞与等を含めた年間報酬額の上限額は S\$85,000 である。当該年間報酬額の上限額は年間賞与の水準が月額給与 5 か月相当として算定されている。

2) 2015 年度予算案による提案

2016 年 1 月 1 日以降、CPF 拠出額の計算対象となる月額給与の上限額が S\$6,000 に、年間報酬額の上限額が S\$102,000 にそれぞれ引き上げられる。なお、CPF 拠出額に係る税額控除の上限額も合わせて引き上げられる。

また、年齢が 50 歳から 65 歳までの間で月額給与が S\$750 以上の従業員の CPF 拠出率が、2016 年 1 月 1 日以降は以下の通り引き上げられる。これにより、50 歳超 55 歳以下の CPF 拠出率は、50 歳以下の拠出率と同じになる。

年齢	CPF 拠出率 (月額給与 S\$750 以上)		
	雇用者拠出分	従業員拠出分	合計
50 歳超 55 歳以下	17% (+1.0)	20% (+1.0)	37% (+2.0)
55 歳超 60 歳以下	13% (+1.0)	13%	26% (+1.0)
60 歳超 65 歳以下	9.0% (+0.5)	7.5%	16.5% (+0.5)

なお、雇用者拠出の増額分は特別口座 (Special Account) に拠出され、従業員拠出の増額分は通常口座 (Ordinary Account) に拠出される。また、CPF 拠出額に係る税額控除の上限額も合わせて引き上げられる。

17. Wage Credit Scheme(WCS)の改定

1) 現行制度

従業員に対する利益還元を奨励するため、シンガポール人従業員に対する昇給額の40%相当額を企業に対して支給する。ただし、昇給額は少なくともS\$50を超えている必要があり、月額給与がS\$4,000以下の従業員が対象であり(月額給与の算定は、基本給に加え、残業代、ボーナス CPF 負担は含めない)、S\$4,000を超える部分にかかる昇給分については対象とならない。

2) 2015年度予算案における提案

Wage Credit Scheme (WCS=給与補助金スキーム)は2017年まで延長されたが、支給額は昇給額の20%となった。なお、2015年の上昇額については、従来どおり40%が支払われ、2016年及び2017年については上昇額の20%が支給額となる。また、従来同様事前申請は不要であり、雇用者に対して自動的に支払われる。

18. Foreign Worker Levies(FWL)の改定

FWL(Foreign Worker Levies=外国人労働者税)は外国人労働者を採用するすべての雇用主が毎月支払うものであり、外国人労働者の需要を調整する価格設定制御機構を有している。

2010年度より強化を続けていた外国人労働者の流入が鈍化したため、FWLの増加ペースを以下のとおり調整している。

i. Sパス保有者

2015年7月1日まで公表されていた税額が増加され2016年7月1日まで1年延期

Tier (Sector)	Sector Dependency Ratio (DR)	Levy Rates (S\$) Current	Levy Rates (S\$) 1 July 2015	Levy Rates (S\$) 1 July 2016
Basic Tier (All)	≤10%	315	315	330
Tier 2 (Services)	10-15%	550	550	650
Tier 2 (Other Sectors)	10-20%	550	550	650

ii. Work Permit 保有者

2015年7月1日まで公表されていた税額が、建設業及び製造業を除き増加され、2016年7月1日まで1年延期

製造業:2016年6月30日まで全ての層の税額を維持

建設業:現状 R2レベルの労働者の昇格と、よりスキルの高い R1レベルの労働者の雇用促進のため、以下のとおり R2レベルの税額を増額

Sector	Tier	Sector Dependency Ratio (DR)	Levy Rates (S\$) (R1/R2) Current	Levy Rates (S\$) (R1/R2) 1 July 2015	Levy Rates (S\$) (R1/R2) 1 July 2016	Levy Rates (S\$) (R1/R2) 1 July 2017
Construction	Basic Tier	≤87.5%	300/550	300/550	300/650	300/700
	MYE-Waiver		700/950	600/950	600/950	600/950
Services	Basic Tier	≤10%	300/420	300/420	300/450	
	Tier 2	10-25%	400/550	400/550	400/600	
	Tier 3	25-40%	600/700	600/700	600/800	
Marine	Basic Tier	≤83.3%	300/400	300/400	350/500	
Process	Basic Tier	≤87.5%	300/450	300/450	300/500	
	MYE-Waiver		600/750	600/750	600/800	
Manufacturing	Basic Tier	≤25%	250/370	250/370	250/370	
	Tier 2	25-50%	350/470	350/470	350/470	
	Tier 3	50-60%	550/650	550/650	550/650	

以上

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。